

山口市工事等情報共有システム要領

令和4年4月1日施行
(令和7年8月1日改正)

1 趣旨

この要領は、山口市（上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下「業務等」という。）におけるASP方式の情報共有システム（以下「システム」という。）について、必要な事項を定めたものである。

2 システム導入の目的

システムの活用による受発注者又は発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における業務効率化や書類の簡素化を通じた生産性向上を目的とする。

3 対象

対象となる工事及び業務等は、山口市が特記仕様書等で指定する工事及び業務等のうち、受注者がシステムの使用を希望する工事及び業務等とする。

なお、通信環境等に鑑み、システムの利用が困難と認められる場合は、対象外とする。

4 使用システム

システムは、受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、発注者のインターネット作業環境である以下の（1）及び（2）においても動作が保障されることを原則とする。

（1）OS：Windows Server 2019

（2）ブラウザ：Google Chrome 又はMicrosoft Edge

5 システムの機能要件等

（1）国土交通省が定めた情報共有システム提供者機能要件の最新版に対応していること。

（2）システム提供方法は、ASP方式とする。

（3）SFC形式を表示する機能を有すること。（変換表示可）

（4）システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。

（5）システム（サーバ等を含む。）の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。

6 帳票の様式

システムで使用する帳票の様式は、山口市が定める様式であることを原則とし、定めのないものは、受発注者間の協議により決定するものとする。

7 システム利用料

システム利用に係る費用（登録料及び使用料）は、土木系工事については、共通仮設費率等又は間接原価等に含まれるものとし、営繕系工事については、契約変更の対象とする。業務等については、特記仕様書等に定めるものとする。

8 利用者へのサポート体制

システムの円滑な運用のため、システム提供者は、受発注者（利用者）からの操作等に関する問合せに対して、電話や電子メール等により対応できるサポート体制を確保するものとする。

また、システム利用者からの要請に応じて、操作説明を適宜実施するものとする。

9 成果品

受注者は、システムで收受された帳票（添付資料を含む。）については、山口市が定める要領等に基づき電子納品することを原則とする。

受発注者間の合意により、紙で收受された帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での二重納品は原則行わないこととする。

10 情報セキュリティ対策

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

11 個人情報の取扱い

システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定の例により、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、システムの提供業務に従事している者又は従事していた者は、システムに登録されたデータについて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

12 施行期日

この要領は、令和7年8月1日から施行する。